

議案第50号

木津川市印鑑条例の一部改正について

木津川市印鑑条例（平成19年木津川市条例第128号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和元年8月29日提出

木津川市長 河井 規子

提案理由

「住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令（平成31年政令第152号）」の公布により「印鑑登録証明事務処理要領（昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知）」の一部が改正され、令和元年11月5日から施行されることに伴い、所要の改正を行うものです。

## 木津川市条例第 号

### 木津川市印鑑条例の一部を改正する条例（案）

木津川市印鑑条例（平成19年木津川市条例第128号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「の住民基本台帳」を「が備える住民基本台帳」に改める。

第5条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、旧氏（住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号。以下「令」という。）第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（令第30条の16第1項に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの

第5条第1項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加え、同条第2項中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第6条第1項第4号を次のように改める。

- (4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあっては記録。以下同じ。）がされている場合にあっては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあっては氏名及び当該通称）

第6条第1項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第12条第3号中「氏若しくは名」を「氏（氏に変更があった者にあっては、住民票に記載がされている旧氏を含む。）又は名」に改める。

第13条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場

合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載  
がされている場合にあつては氏名及び当該通称)

第13条第2項第4号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

参考資料（議案第50号）

木津川市印鑑条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(新)	(旧)
第1条 (略)	第1条 (略)
(登録の資格)	(登録の資格)
第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市が備える <u>住民基本台帳</u> に記録されている者とする。	第2条 印鑑の登録を受けることができる者は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に基づき、本市の <u>住民基本台帳</u> に記録されている者とする。
2・3 (略)	2・3 (略)
第3条・第4条 (略)	第3条・第4条 (略)
(登録印鑑の制限)	(登録印鑑の制限)
第5条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の申請を受理しないものとする。	第5条 市長は、登録申請に係る印鑑が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の申請を受理しないものとする。
(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名、 <u>旧氏</u> （ <u>住民基本台帳法施行令</u> （昭和42年政令第292号。以下「令」という。） <u>第30条の13</u> に規定する旧氏をいう。以下同じ。）若しくは通称（ <u>令第30条の16第1項</u> に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名、 <u>旧氏</u> 若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの	(1) 住民基本台帳に記録されている氏名、氏、名若しくは通称（ <u>住民基本台帳法施行令</u> （昭和42年政令第292号） <u>第30条の26第1項</u> に規定する通称をいう。以下同じ。）又は氏名若しくは通称の一部を組み合わせたもので表していないもの
(2) 職業、資格その他氏名、 <u>旧氏</u> 又は通称以外の事項を表しているもの	(2) 職業、資格その他氏名又は通称以外の事項を表しているもの

(3) ~ (6) (略)

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票を備え、印影のほか、次の事項を登録しなければならない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 氏名（氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調整する住民票にあつては、記録。以下同じ。）がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては、氏名及び当該通称）

(5) ・ (6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載がされ

(3) ~ (6) (略)

2 前項第1号及び第2号の規定にかかわらず外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されている指名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。

(印鑑登録原票)

第6条 市長は、登録申請を受理したときは、印鑑登録原票を備え、印影のほか、次の事項を登録しなければならない。

(1) ~ (3) (略)

(4) 氏名（外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称）

(5) ・ (6) (略)

(7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記録されて

ている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(8) (略)

2 (略)

第7条～第11条 (略)

(印鑑登録の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を消除する。

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻、縁組等で氏名、氏(氏に変更があった者にあつては、住民票に記載がされている旧氏を含む。)又は名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)が変更したことにより、登録している印鑑が第5条第1号に該当することになったとき。

(4)～(6) (略)

(印鑑登録の証明)

第13条 (略)

2 印鑑登録証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名 (氏に変更があった者に係る住民票に旧氏の記載がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされ

いる氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮名表記

(8) (略)

2 (略)

第7条～第11条 (略)

(印鑑登録の消除)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る印鑑の登録を消除する。

(1)・(2) (略)

(3) 婚姻、縁組等で氏名、氏若しくは名(外国人住民にあつては、通称又は氏名の片仮名表記を含む。)が変更したことにより、登録している印鑑が第5条第1号に該当することになったとき。

(4)～(6) (略)

(印鑑登録の証明)

第13条 (略)

2 印鑑登録証明書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 氏名 (外国人住民に係る住民票に通称が記録されている場合にあつては、氏名及び通称)

ている場合にあつては氏名及び当該通  
称)

(2) ・ (3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国  
人住民が住民票の備考欄に記載がされ  
ている氏名の片仮名表記又はその一部  
を組み合わせたもので表されている印  
鑑により登録を受ける場合であつては、  
当該氏名の片仮名表記

第14条～第19条 (略)

(2) ・ (3) (略)

(4) 外国人住民のうち非漢字圏の外国  
人住民が住民票の備考欄に記録されて  
いる氏名の片仮名表記又はその一部を  
組み合わせたもので表されている印鑑  
により登録を受ける場合であつては、  
当該氏名の片仮名表記

第14条～第19条 (略)

政策等の形成過程の説明資料

議 案 名	議案第50号 木津川市印鑑条例の一部改正について	
担 当 課	市民課 市民係	
提案事項の概要等 (必要性、効果等)	氏を変更した者が、希望することにより住民票に旧氏の記載をすることができるとする住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)が令和元年11月5日に施行されることに伴い、印鑑登録証明事務処理要領(昭和49年自治振第10号自治省行政局振興課長から各都道府県総務部長あて通知)の一部が改正され、旧氏での印鑑登録が可能となるため、所要の改正を行うものです。	
提案に至るまでの経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令 平成31年4月17日公布 令和元年11月5日施行</li> <li>・印鑑登録証明事務処理要領の一部改正について 平成31年4月17日通知</li> <li>・城南戸籍住民登録事務協議会の市町村において、条例改正を行う旨確認</li> <li>・課内で協議、検討を行い、条例案を策定</li> </ul>	
市民参加の状況	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	
市総合計画の位置付け	基本方針	7 効果的・効率的な行政運営と市民に開かれたまちづくり
	政策分野	17 行財政運営
	施策	① 行政サービス オ. 窓口サービスの充実
概算事業費 (単位：千円)	<input checked="" type="checkbox"/> 単年度(令和元年度) <input type="checkbox"/> 複数年度(    年度) 令和元年度 市町村基幹業務支援システム(印鑑証明システム) 改修費 362千円	
将来にわたる効果及び経費の状況	印鑑登録システムは京都府の共同化システムであるため、条例改正の有無に関わらず、システム改修費用が発生すること、また施行日以降に改修プログラムを適用すると別途作業費用が発生すること等から、施行日にあわせ所要の改正を行うものです。	